

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

岩手国民年金 事案 726

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から同年 9 月まで
会社を昭和 58 年 5 月に退職し、父が A 市役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を一緒に行い、申立期間の国民年金保険料については、両親が納税組合に納付していたと思う。
申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について直接関与しておらず、申立人の父が行っていたはずだとしているが、その父は当時の記憶は定かではないとしており、申立人の主張を裏付ける具体的な状況は不明である。

また、A 市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 58 年 2 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年 10 月 11 日に被保険者資格を再取得したことが確認できる上、同名簿における被保険者資格の取得及び喪失年月日は、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 727

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで
私は、母が私の申立期間の国民年金保険料を納付したと言っているにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人は、申立人の母が納付したはずだとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 8 月 2 日に払い出されており、この時点において申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立期間より前の昭和 46 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料は、国民年金法附則第 18 条に基づく第 2 回特例納付で納付されているが、当該特例納付可能期間は 36 年 4 月から 48 年 3 月までであったことから、申立期間は当該特例納付をもって保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、昭和 46 年 2 月 26 日以降、A市から転居しておらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 728

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 50 年 12 月まで

私は、昭和 50 年に夫婦で A 町に転居し、その後、夫が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を地区の納付組織の集金により納めてくれていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和 53 年 2 月 20 日に A 町で払い出されていることが確認できるが、この時点において申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、A 町作成の国民年金被保険者名簿の納付記録欄を見ると、申立期間直後の昭和 51 年 1 月から 52 年 1 月までの国民年金保険料は、53 年 3 月 18 日に一括して納付されていることが確認できるものの、申立期間の保険料については納付された記録は無く、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録においても未納となっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫が地区の納付組織の集金により納付してくれていたとしているが、制度上、過年度の保険料は社会保険事務所（当時）が、現年度の保険料は市町村が収納事務を行うこととされていたところ、A 町では、「地区の納付組織は、現年度の保険料のみ集金を行い、過年度の保険料を集金することは無かった。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 56 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 6 月から 56 年 6 月まで A 社に勤務しており、この間の月額給与は変わらず、30 万円以上だった。

それにもかかわらず、日本年金機構の書類では、私の標準報酬月額は、入社時の昭和 46 年 6 月の 3 万 3,000 円に始まり、退社した 56 年においてさえ 13 万 4,000 円と低い額で記録されている。

申立期間の標準報酬月額が相違しているので、私の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が低いと主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から提出された A 社に係る昭和 53 年 12 月分の給料支払明細書に記載されている報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

しかしながら、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所（当時）に届出された標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率に被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であることが確認できる。

また、申立人から給料支払明細書が提出されていない期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について当該事業所に照会したが、申立期間当時の関係書類は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災による津波で流されてしまったため、

不明と回答している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 46 年 6 月における申立人の標準報酬月額、申立人と同日に入社した同職種の同僚と同額であることが確認できる上、退社した時点の 56 年 6 月における標準報酬月額も複数の同職種の同僚と同額となっている。

加えて、前述の同職種の同僚の多くは、申立期間当時の自身の標準報酬月額の記録については間違いないと供述している。

また、申立期間における標準報酬月額について、申立人に係る前述の被保険者原票の記録とオンライン記録は一致している上、標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 10 日から 48 年 7 月 2 日まで
私は、A社に6年間勤務し、店長も務めたので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間のうち、昭和 42 年 7 月 10 日から 48 年 2 月 28 日までの期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業所記号番号払出簿によると、当該事業所は、昭和 29 年 7 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に他界していることから、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人は、当該事業所における複数の同僚の名前を挙げているが、姓のみしか覚えていないため、本人を特定することができず、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。